○防衛省告示第八十六号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十五年五月十五日

防衛大臣　小野寺五典

日　時　平成二十五年五月二十二日（予備、同月二十三日及び同月二十四日）の〇八〇〇から一七〇〇まで

区　域　五島列島南方の次の経緯度線により囲まれる区域

(ア)　北緯三一度四七分一二秒　東経一二九度〇九分五二秒

(イ)　北緯三二度二〇分一二秒　東経一二八度四五分五二秒

(ウ)　東経一二九度〇九分五二秒　北緯三二度二〇分一二秒

(エ)　東経一二九度〇九分五二秒　北緯三一度四七分一二秒

実施艦等　自衛艦九隻、航空機二機

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第八十七号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十五年五月十五日

防衛大臣　小野寺五典

日　時　平成二十五年五月二十二日（予備、同月二十三日及び同月二十四日）の〇八〇〇から一七〇〇まで

区　域　野島埼南方の次の(ア)から(エ)までの四地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(エ)の地点を結んだ線により囲まれる区域

(ア)　北緯三四度三五分一二秒　東経一四〇度一六分四八秒

(イ)　北緯三四度〇八分一二秒　東経一四一度〇一分四八秒

(ウ)　北緯三三度四四分一二秒　東経一四〇度二二分四八秒

(エ)　北緯三四度三一分一二秒　東経一四〇度〇七分四八秒

実施艦等　自衛艦六隻、航空機一機

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第八十八号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十五年五月十五日

防衛大臣　小野寺五典

日　時　平成二十五年六月四日（予備、同月五日）の〇七〇〇から一八〇〇まで

区　域　若狭湾北方の次の(ア)から(エ)までの四地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(エ)の地点を結んだ線により囲まれる区域

(ア)　北緯三七度二二分一一秒　東経一三五度三九分四九秒

(イ)　北緯三七度〇二分一一秒　東経一三五度三九分四九秒

(ウ)　北緯三六度四〇分一一秒　東経一三四度五九分五〇秒

(エ)　北緯三七度〇〇分一一秒　東経一三四度五九分五〇秒

実施艦等　自衛艦八隻

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第八十九号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十五年五月十五日

防衛大臣　小野寺五典

日　時　平成二十五年六月四日から同月七日までの間（予備、同月八日及び同月九日）、毎日〇八〇〇から一七〇〇まで

区　域　五島列島南方の次の経緯度線により囲まれる区域

(ア)　北緯三一度四七分一二秒　東経一三五度三九分四九秒

(イ)　北緯三二度二〇分一二秒　東経一三五度三九分四九秒

(ウ)　東経一二九度〇九分五二秒　北緯三二度二〇分一二秒

(エ)　東経一二九度〇九分五二秒　北緯三一度四七分一二秒

実施艦等　自衛艦九隻、航空機四機

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第九十号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十五年五月十五日

防衛大臣　小野寺五典

日　時　平成二十五年六月十日及び同月十一日（予備、同月十二日）の毎日〇七〇〇から一九〇〇まで

区　域　若狭湾北方の次の(ア)から(エ)までの四地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(エ)の地点を結んだ線により囲まれる区域

(ア)　北緯三七度二二分一一秒　東経一三五度三九分四九秒

(イ)　北緯三七度〇二分一一秒　東経一三五度三九分四九秒

(ウ)　北緯三六度四〇分一一秒　東経一三四度五九分五〇秒

(エ)　北緯三七度〇〇分一一秒　東経一三四度五九分五〇秒

実施艦等　自衛艦八隻、航空機二機

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第九十一号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十五年五月十五日

防衛大臣　小野寺五典

日　時　平成二十五年六月十日（予備、同月十一日）の〇七三〇から一七〇〇まで

区　域　野島埼南方の次の(ア)から(エ)までの四地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(エ)の地点を結んだ線により囲まれる区域

(ア)　東経一四〇度一六分四八秒　北緯三四度三五分一二秒

(イ)　北緯三四度〇八分一二秒　東経一四一度〇一分四八秒

(ウ)　北緯三三度四四分一二秒　東経一四〇度二二分四八秒

(エ)　北緯三四度三一分一二秒　東経一四〇度〇七分四八秒

実施艦等　自衛艦六隻

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第九十二号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十五年五月十五日

防衛大臣　小野寺五典

日　時　平成二十五年六月十二日及び同月十三日（予備、同月十四日）の毎日〇八〇〇から一七〇〇まで

区　域　五島列島南方の次の経緯度線により囲まれる区域

(ア)　北緯三一度四七分一二秒　東経一二九度〇九分五二秒

(イ)　北緯三二度二〇分一二秒　東経一二八度四五分五二秒

(ウ)　東経一二九度〇九分五二秒　北緯三二度二〇分一二秒

(エ)　東経一二九度〇九分五二秒　北緯三一度四七分一二秒

実施艦等　自衛艦九隻

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第九十三号

海上における射撃訓練等を次のとおり実施する。

平成二十五年五月十五日

防衛大臣　小野寺五典

日　時　平成二十五年五月二十日（予備、同月二十一日から同月二十四日までの間）の〇六〇〇から一八〇〇まで

区　域　豊後水道南方の次の(ア)から(カ)までの六地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(カ)の地点を結んだ線により囲まれる区域

(ア)　北緯三一度二九分五一秒　東経一三三度二九分五一秒

(イ)　北緯三一度四二分一三秒　東経一三三度二九分五一秒

(ウ)　北緯三二度〇二分一三秒　東経一三二度二八分一三秒